

住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理 対策会議(第1回)における意見

本資料の意見については、「住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」の会議中の意見と会議終了後の意見用紙の意見についてとりまとめたもの

対策会議(第1回)における意見

- 木造密集地域など、延焼危険性が高い地域において、感震ブレーカーの普及を重点的に推進することとすべき。
- 分電盤は数年に1回交換していると思うが、この機会に分電盤タイプの感震ブレーカーを設置することはできないのか。
- 住警器は消防法において設置が義務づけられているが、感震ブレーカーはどのような扱いとなるのか？
- 国において、感震ブレーカーの普及推進に係る補助金等はあるのか？
- 分電盤タイプの感震ブレーカーの普及状況を調べてほしい。
⇒分電盤の出荷台数については、参考資料6のとおり。
- ガスに緊急遮断弁が付いているように、電気も遮断する機能を付けることを進めてもらいたい。
- 消防庁の火災予防に関する基本的な広報素材である「いのちを守る 10のポイント」について、感震ブレーカーを盛り込むよう検討してもらいたい。
- 既存住宅の分電盤への設置はメーカーにより形状が異なるため、取付けられない機器もある。